

中学校における部活動の在り方に関する方針
【部活動ガイドライン】
(改定版)



令和3年3月
滝沢市教育委員会

<目次>

1	適切な運営のための体制整備	1
(1)	部活動方針の策定等	
(2)	指導・運営に係る体制の構築	
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	1
(1)	運動部活動における適切な指導の実施	
(2)	文化部活動における適切な指導の実施	
3	適切な休養日等の設定	2
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備	3
(1)	生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2)	運動部活動における地域との連携等	
(3)	文化部活動における地域との連携等	
5	その他の留意事項	3
(1)	学校単位で参加する大会等の見直し	
(2)	総合型スポーツクラブ等との連携	
(3)	外部指導者への配慮	

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会の方針は、スポーツ庁、県教育委員会の方針を踏まえて、中学校段階における運動部及び文化部を対象として、市内各中学校の実情を考慮し策定するものとする。

イ 学校は、総合型スポーツクラブ等により行われる活動については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市教育委員会の方針を踏まえた活動となるよう、主催者等と連携を図る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後に研修を行う。

イ 学校は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

ウ 学校は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 学校は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、外部指導者、保護者等が共通理解を図る機会を設定する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 学校では、運動部活動の実施に当たり、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施

設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

なお、部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア (1)アについては、文化部においても同様の考え方に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

これにより、本市における教員の働き方の改善と併せ、教員の健康と生徒の心身の健やかな成長を願うものである。

なお、文化部活動についても、運動部活動同様の基準を適用する。

滝沢市の部活動休養日及び活動時間の基準

1 休養日について

週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。

2 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・ 上記1、2を基準とし、学校の特色や施設の状況、及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。
- ・ 週末に大会参加や大会のための活動等を行った場合は、休養日を他の日に振り替える。

- ・ 学校は、保護者等の理解を得られるよう、十分な話し合いのもと活動を行うこととする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 学校は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。

イ 学校は、学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。

(2) 運動部活動における地域との連携等

ア 市教育委員会は、県教育委員会と連携を図り、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

(3) 文化部活動における地域との連携等

ア 文化部においても同様の考え方に基づく取組を行う。

5 その他の留意事項

(1) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

(2) 総合型スポーツクラブ等（含 スポーツ少年団・父母会）との連携

学校の教職員が、総合型スポーツクラブ等の活動に指導者として依頼された場合であっても、自身の健康状態を十分考慮し、断るなどの対応をすることとする。なお、総合型スポーツクラブ等の指導については、学校教職員の勤務時間外の活動であることから、慎重に対応することとする。

(3) 外部指導者への配慮

校長は、外部指導者に依頼する際、外部指導者の多くが、会社等の勤務後の指導となることから、外部指導者の健康状態への配慮を十分に行うこととする。